

千葉科学大学公立大学法人化検討委員会の概要

- 1 附属機関の名称（条例別表第 1）
千葉科学大学公立大学法人化検討委員会
- 2 担当事務（条例別表第 1）
市が設立する公立大学法人による千葉科学大学の運営の可能性に関すること
- 3 委員の定数（条例別表第 1）
12 人以内
- 4 委員の構成（条例別表第 1）
 - (1) 大学運営に関し高度の専門的な知識経験を有する者
 - (2) 地方公共団体の行財政に関し高度の専門的な知識経験を有する者
 - (3) 公共的団体等を代表する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期（条例別表第 1）
委嘱された日から当該諮問に係る審査等が終了したときまで
- 6 委員長及び副委員長（条例第 5 条）
委員長及び副委員長を各 1 人置く（委員の互選により選出）。
- 7 会議（条例第 6 条）
 - (1) 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
 - (2) 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (4) 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 会議公開の原則（規則第 3 条）
附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。
 - (1) 法令、条例、他の規則の規定により、会議が非公開とされている場合
 - (2) 銚子市情報公開条例に規定する不開示情報を含む内容について審査等を行う場合
 - (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合
- 9 会議の公開又は非公開の決定（規則第 4 条）
会議の公開又は非公開は、委員長が検討委員会に諮って決定するものとする。

条例：銚子市附属機関の設置等に関する条例

規則：銚子市附属機関の会議の公開等に関する規則